

令和3年長浜市議会12月定例会

## 報告・資料

2 指定専決処分した事項について（報告）

## 指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

訴えの提起について

放課後児童クラブ保護者負担金の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年9月3日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し放課後児童クラブ保護者負担金40,000円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、放課後児童クラブへ通所を行い、保護者負担金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、保護者負担金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)

訴えの提起について

放課後児童クラブ保護者負担金の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年9月3日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し放課後児童クラブ保護者負担金40,000円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、放課後児童クラブへ通所を行い、保護者負担金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、保護者負担金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)

訴えの提起について

放課後児童クラブ保護者負担金の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年9月3日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し放課後児童クラブ保護者負担金40,000円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、放課後児童クラブへ通所を行い、保護者負担金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、保護者負担金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)

訴えの提起について

市営住宅家賃等の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年9月3日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し市営住宅家賃112,360円、督促手数料1,400円、退去修繕負担金49,400円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、訴外 が市営住宅に入居していた際の連帯保証人であり、市営住宅家賃、督促手数料及び退去修繕負担金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、市営住宅家賃、督促手数料及び退去修繕負担金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)

訴えの提起について

市営住宅家賃等の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年9月3日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し市営住宅家賃20,500円、督促手数料200円、退去修繕負担金28,196円及び家賃相当損害金12,080円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、訴外 が市営住宅に入居していた際の連帯保証人であり、市営住宅家賃、督促手数料、退去修繕負担金及び家賃相当損害金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、市営住宅家賃、督促手数料、退去修繕負担金及び家賃相当損害金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 25 号	令和 3 年 9 月 29 日	令和 3 年 7 月 16 日 長浜市北船町地先にて発生した、公用車による物損事故		30,800 円	商工振興課
指定専決 第 26 号	令和 3 年 10 月 13 日	令和 3 年 8 月 13 日 長浜市八幡東町地先にて発生した、道路路肩剥離による車両破損事故		98,054 円	道路河川課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

訴えの提起について

農業集落排水処理施設使用料等の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年10月21日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し農業集落排水処理施設使用料182,640円、督促手数料2,400円及び令和3年9月30日までの延滞金21,600円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、農業集落排水処理施設を利用し、農業集落排水処理施設使用料、督促手数料及び延滞金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、農業集落排水処理施設使用料、督促手数料及び令和3年9月30日までの延滞金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)